

【別冊②】

救 護 施 設 編

平成21年度障害者自立支援調査研究プロジェクト「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者等の地域生活移行のための効果的な支援プログラムの開発に関する研究」報告書



発行年 ■ 2010年3月
独立行政法人 国立高度知的障害者総合施設のぞみの園

は じ め に

「のぞみの園」は、平成20年度から、罪を犯した知的障害者の地域生活への定着に向けた支援に取り組んでいます。

平成21年度からは、国において「地域生活定着支援センター」事業が実施され、矯正施設を退所した知的障害者等について福祉制度につなげるための関係機関との連絡調整等を行う「地域生活定着支援センター」が既に11の県で設置されていますが、矯正施設退所者を福祉施設で受け入れた場合の地域移行に向けた効果的な支援方法などは未整理であり、支援の現場では試行錯誤で取り組まざるを得ない状況にあります。

このため、「のぞみの園」は、平成21年度の厚生労働省の「障害者保健福祉推進事業」の補助金を受けて、福祉施設等において先駆的に取り組んだ事例を収集・分析し、矯正施設から福祉施設への受け入れ、福祉施設における地域移行に向けた支援、さらに地域に移行後の定着支援までを一連の流れとして捉えた支援プログラムを開発しました。

この支援プログラム開発にあたっては、次の2点を前提としました。

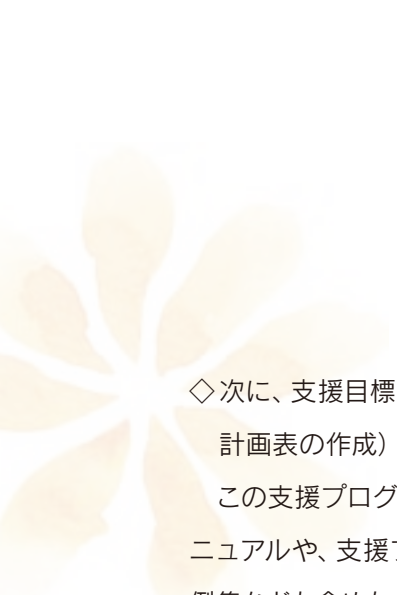
第一に、この研究の目的は、「矯正施設を退所した知的障害者が福祉の支援を受けることにより地域で自立した生活を営むこと」を目指すものであり、再犯の防止を直接の目的とするものではないことです。自立した生活が実現できれば、再犯防止につながりますが、それはあくまでも副次的な効果という位置づけです。

第二に、再犯の防止を直接の目的とするものではないが、福祉施設等における支援目標の設定と個別支援計画の作成にあたっては、丁寧なアセスメントの実施により犯罪行為に至った要因をできる限り把握した上で、その要因の軽減・除去に向けて、犯罪行為を誘発しないような環境調整、さらには、本人の問題解決に対するゆがみ（「認知」のゆがみ）を修正するための教育・訓練などに関する事項を組み込む必要があるということです。ただし、衝動的な犯罪、重大な暴力犯罪、薬物中毒などの事例は、福祉の現場では限界があり、治療教育の専門家に委ねる必要があります。

これらの前提の下、支援プログラムの開発に取り組みましたが、福祉の現場で支援に携わる人たちになじみがあって、利用しやすいように、障害者ケアマネジメントの手法を活用しました。

具体的に、開発した支援プログラムの概要を時系列で説明しますと、次のようになります。

- ◇ まず、矯正施設、保護観察所、福祉事務所等からの聞き取り、本人との面接、本人の行動観察などによりアセスメントを実施しますが、その中で生育歴、犯罪に至った経緯と要因などをできる限り把握する。（アセスメント表の作成）
- ◇ 次に、アセスメント表に基づき、本人の認知のゆがみの修正、また、犯罪行為を誘発しないような環境の調整に寄与すると考えられる支援目標（例えば、本人の再犯予防の意識の向上、安心できる生活の場の確保、信頼できる人間関係づくりなど）を三つないし五つ程度設定する。（把握された犯罪に至った要因に対応する支援目標を設定するためのチェックシートの作成）



◇次に、支援目標達成のための具体的な支援方法を盛り込んだ個別支援計画を作成する。（個別支援計画表の作成）

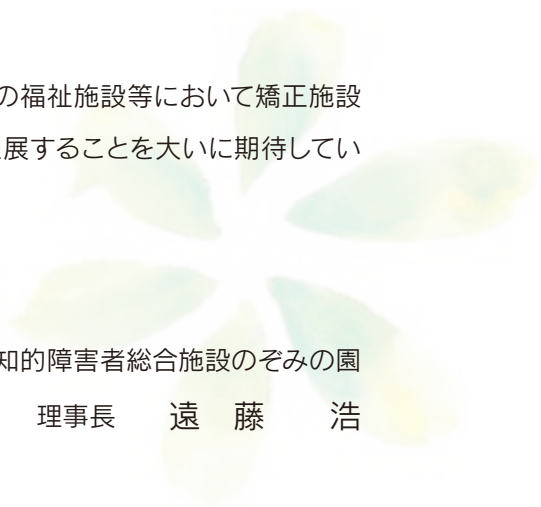
この支援プログラム開発に関する研究報告書は、福祉施設等における矯正施設退所者の受け入れマニュアルや、支援プログラムに基づくアセスメント表、チェックシート及び個別支援計画表の作成の事例集なども含めたため300ページに及んでいます。

この支援プログラムが実際に利用される施設・事業所としては、障害者福祉施設、救護施設、グループホーム・ケアホーム、地域生活支援センター（障害者就業・生活支援センター）、更生保護施設などが想定されますが、これらの施設・事業所では、受け入れのための準備や手続き、支援の方法、連絡調整や連携協力の相手方などが自ずと異なると考えられます。そこで、これらの施設・事業所において支援プログラムを活用しやすいように、施設・事業所の別に5種類の普及版報告書を作成し、関係方面に配布することとしました。

この普及版報告書が第一線で支援に取り組む皆様に活用され、全国の福祉施設等において矯正施設退所者の受け入れと地域移行、地域定着に向けた支援の取り組みが進展することを大いに期待しています。

平成22年3月

独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
理事長 遠 藤 浩



目 次
CONTENTS

はじめに

I 受け入れマニュアル	5
II 支援プログラム	35
III 事例集	83
IV 資料	97
V 研究検討委員会委員名簿	113
VI 参考文献	117

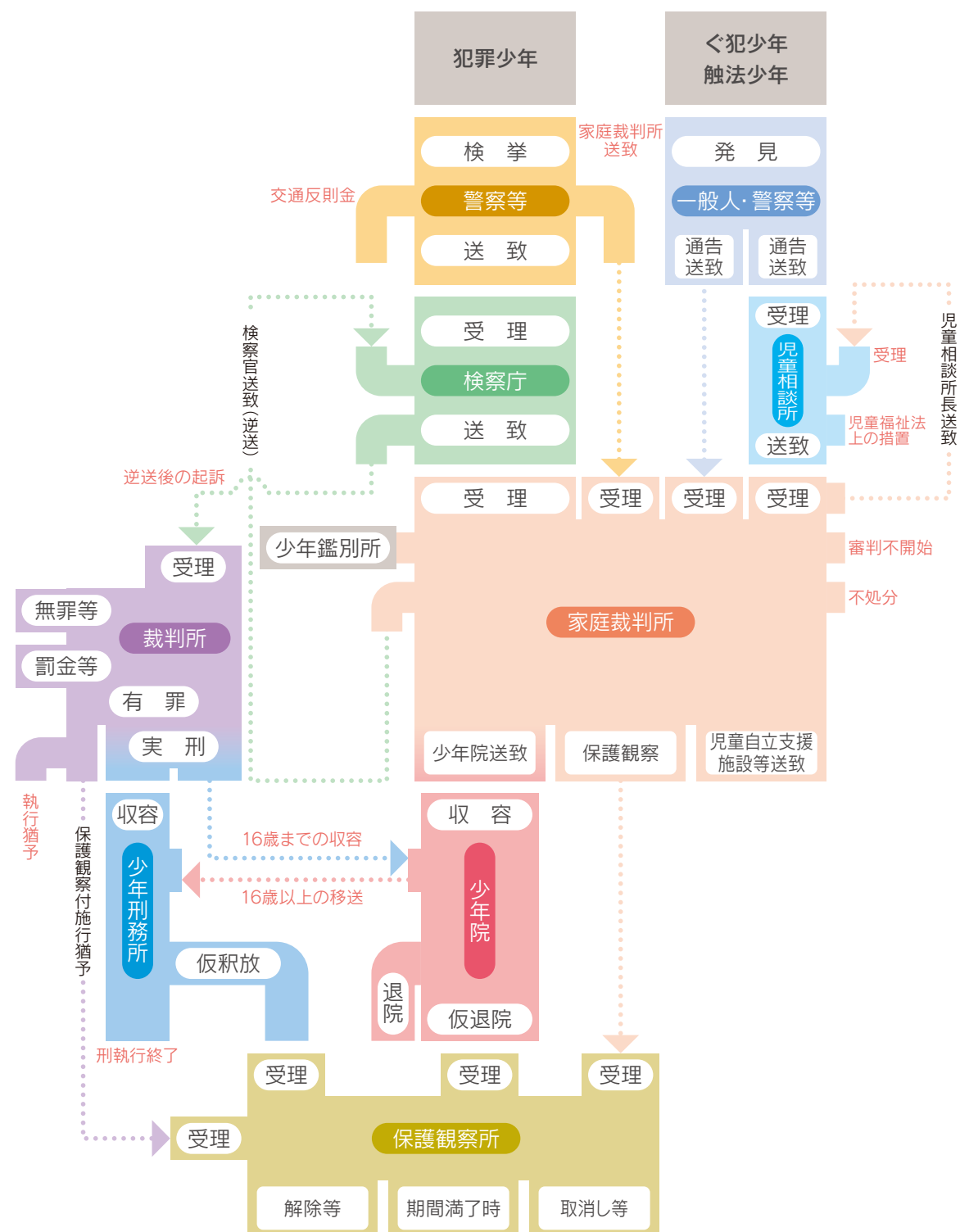


受け入れマニュアル

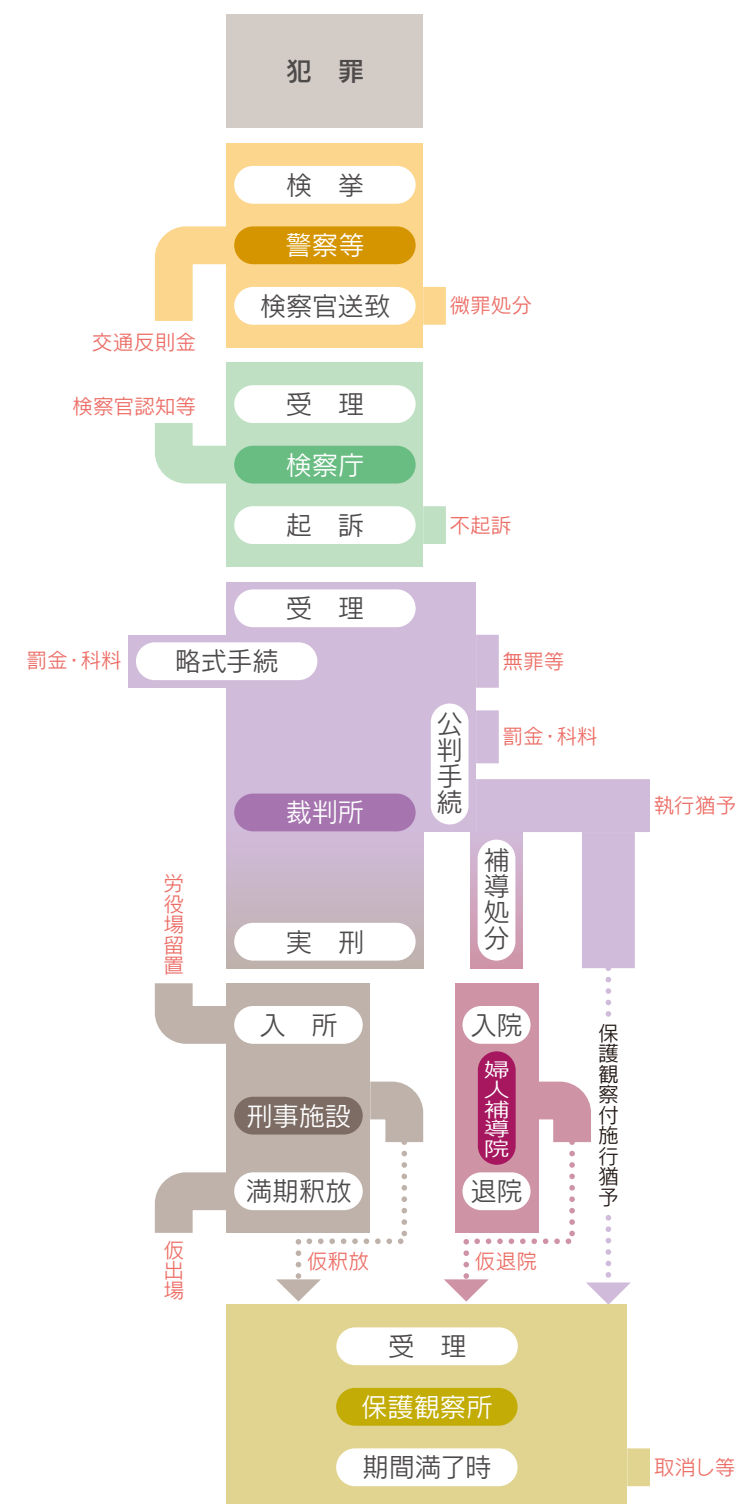
資料	
① 刑事司法の手続きの流れ	6
② 矯正施設入所者と更生保護	12
③ 地域生活定着支援センターの事業の概要	16
受け入れマニュアル	
① 地域生活定着支援センターからの紹介	20
② 面接	22
③ 受け入れの検討	24
④ 入所判定	26
⑤ 受け入れ準備	26
⑥ 合同支援会議	30
⑦ 入所	32
⑧ その他 入所時の本人に関わる経費	34

① 刑事司法の手続きの流れ

■ 非行少年に対する手続きの流れ



■ 刑事司法における犯罪者（成人）に対する手続きの流れ



仮釈放等

仮釈放等の種類

- 懲役又は禁錮の刑の執行のため刑事施設等に収容されている者に対する仮釈放
- 拘留の刑の執行のため刑事施設に収容されている者又は労役場に留置されている者に対する仮出場
- 保護処分の執行のため少年院に収容されている者に対する少年院からの仮退院
- 補導処分の執行のため婦人補導院に収容されている者に対する婦人補導院からの仮退院

仮釈放や少年院からの仮退院などを許すかどうかは、全国に8つある地方更生保護委員会が判断します。その許可の基準等は次のとおりとされています。

●仮釈放

地方更生保護委員会は、懲役又は禁錮の刑に処せられた者に改悛の情があるときは、有期刑についてはその期限1／3を、無期刑については10年を経過した後、決定をもって、仮釈放を許す処分をすることができます（刑法第28条、更生保護法第39条第1項）。

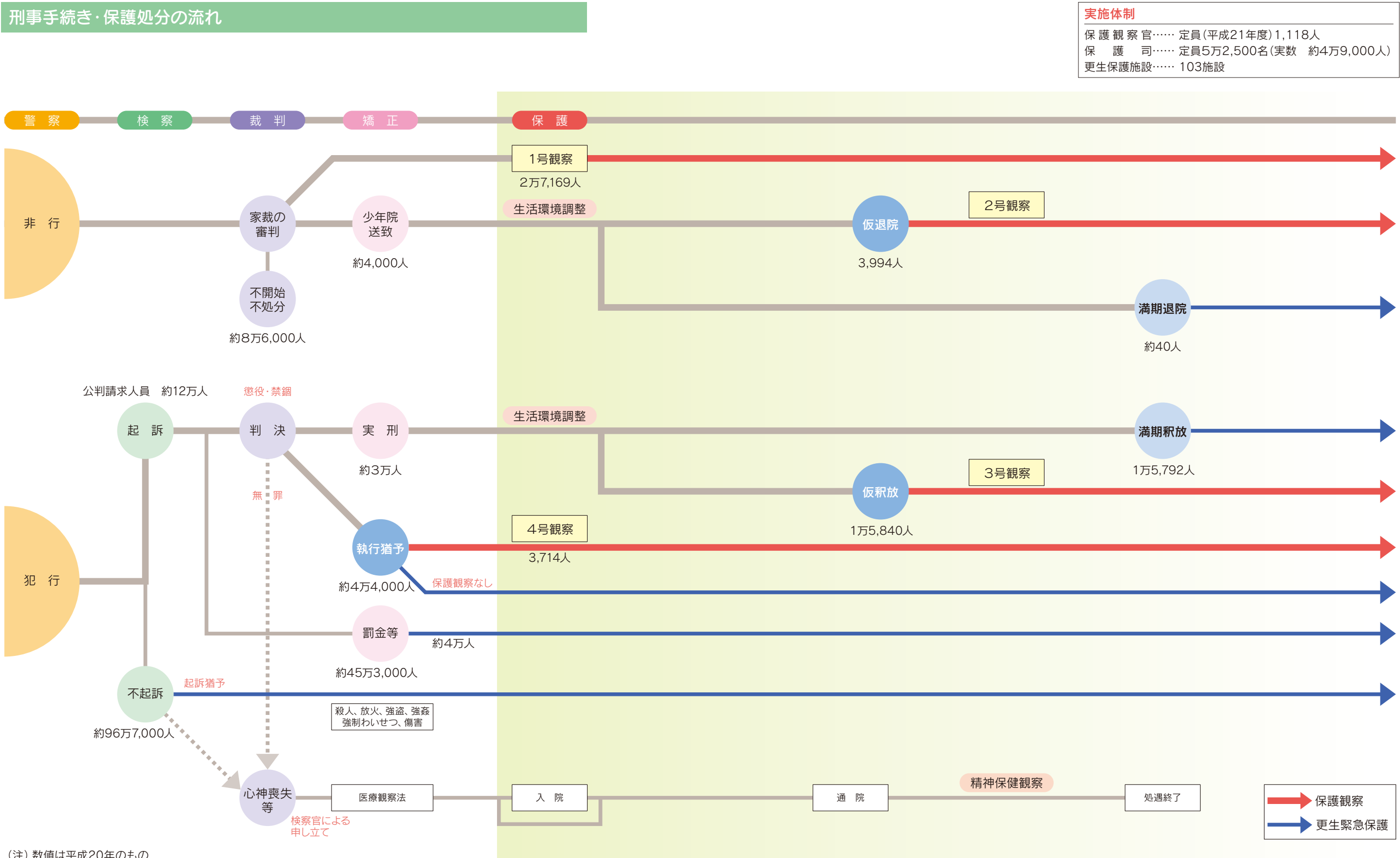
「改悛の情があるとき」を具体化した仮釈放許可の基準として、「仮釈放を許す処分は、（中略）悔悟の情及び改善更生の意欲があり、再び犯罪をするおそれがなく、かつ、保護観察に付することが改善更生のために相当であると認められるときにするものとする。ただし、社会の感情がこれを是認すると認められないときは、この限りではない」と法務省令で規定されています。

●少年院からの仮退院

地方更生保護委員会は、保護処分の執行のため少年院に収容されている者について、次の場合、決定をもって、仮退院を許します。

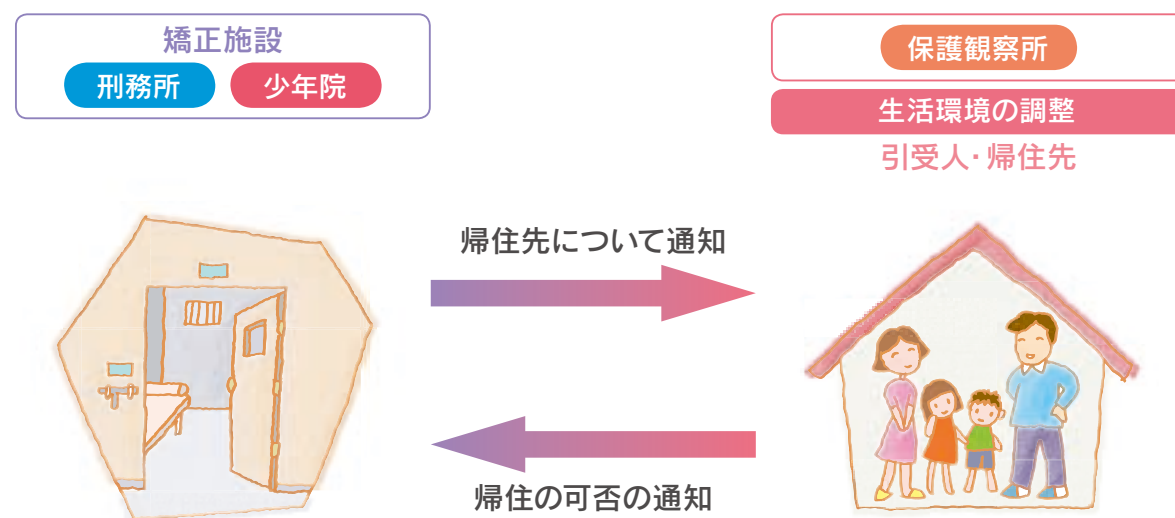
- ▶ 処遇の最高段階に達し、仮に退院させることが改善更生のために相当であると認めるとき。
- ▶ 処遇の最高段階に達していない場合において、その努力により成績が向上し、保護観察も付することが改善更生のために特に必要であると認めるとき。





② 矯正施設入所者と更生保護

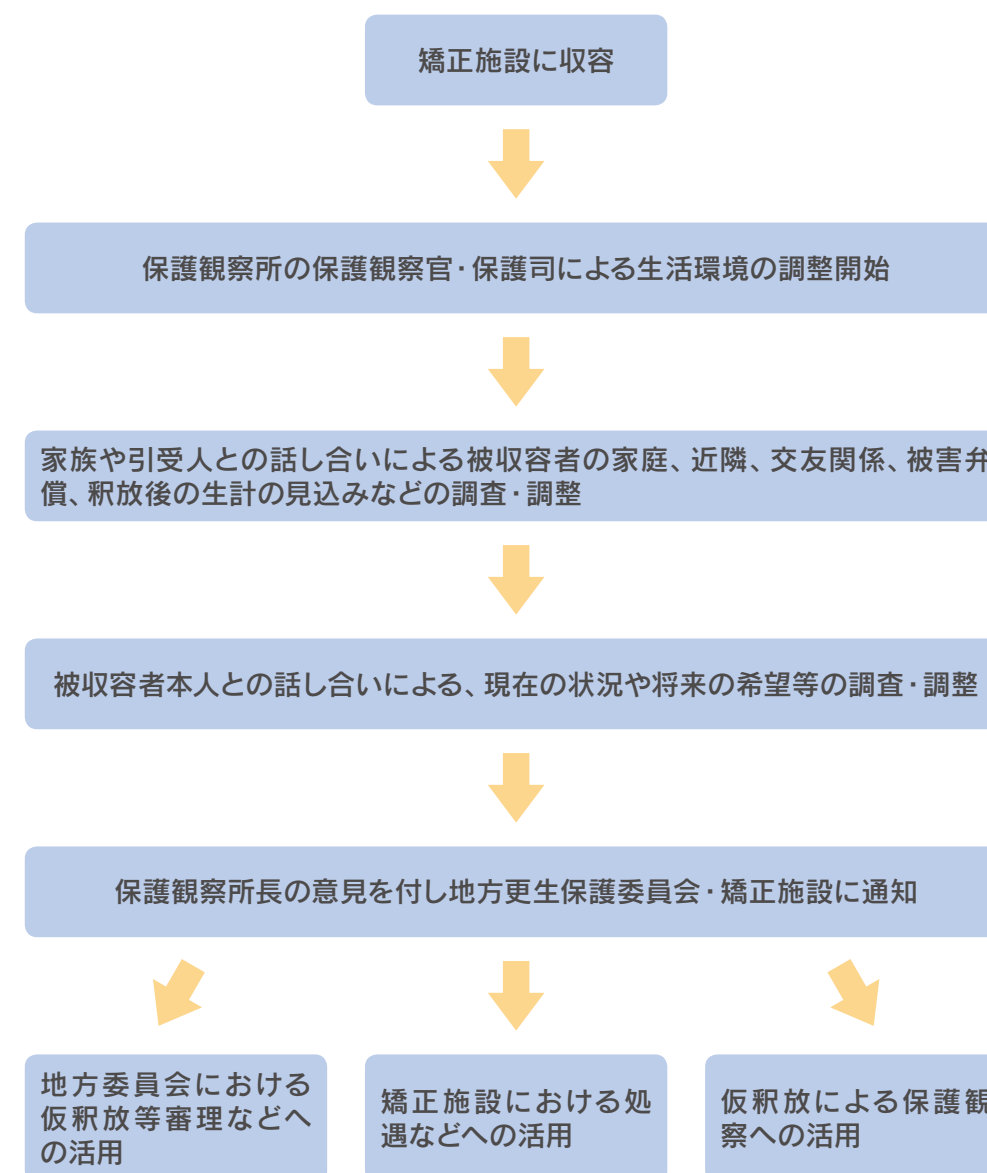
■ 矯正施設入所者の帰住先の調整（生活環境の調整）



親族等から帰住を忌避されている場合、本人が適当な帰住先を申し出ることができない場合などで退所後の帰住先がない者（帰住先の調整ができない者）であって福祉サービス等を受けることが認められるときは、地域生活定着支援センターと連携して調整を行います。

生活環境の調整

生活環境の調整は、刑務所や少年院などの矯正施設にいる人の釈放後の帰住環境を調査・調整し、仮釈放等の審理等の資料等とするとともに円滑な社会復帰を目指すものです。



保護観察

保護観察の目的・種類

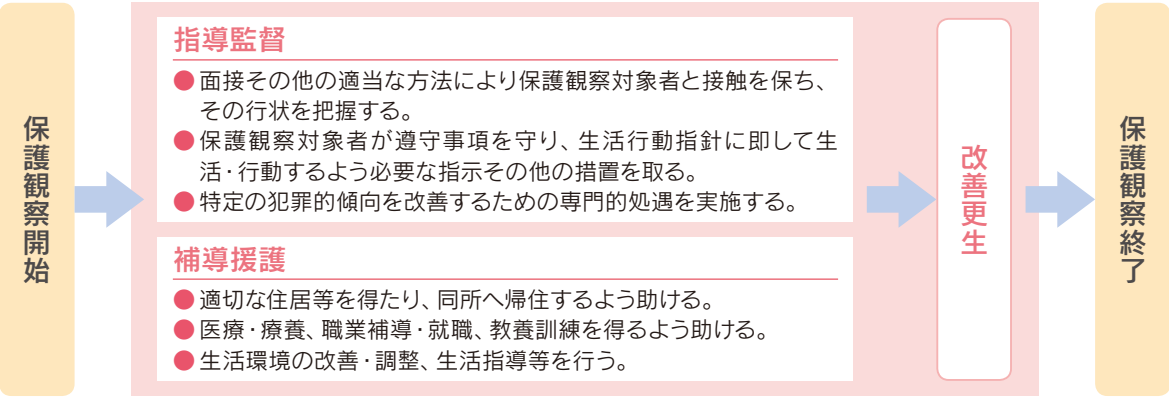
保護観察は、犯罪をした人又は非行のある少年が、実社会の中でその健全な一員として改善更生するように、国の責任において指導監督及び補導援護を行うもので、次の5種の人がその対象となります。

号 種	保護観察対象者	保護観察の期間
1号観察	家庭裁判所で保護観察に付された少年	20歳まで又は2年間
2号観察	少年院からの仮退院を許された少年	原則として20歳に達するまで
3号観察	刑事施設からの仮釈放を許された人	残刑期間
4号観察	裁判所で刑の執行を猶予され保護観察に付された人	執行猶予の期間
5号観察	婦人補導院から仮退院を許された人	補導処分の残期間

1号観察には処遇方法等により、一般の保護観察、短期保護観察、交通事件の保護観察、交通短期保護観察がある。

保護観察の方法

保護観察は、保護観察官及び保護司が協働して、指導監督及び補導援護を行います。



応急の救護等及び更生緊急保護

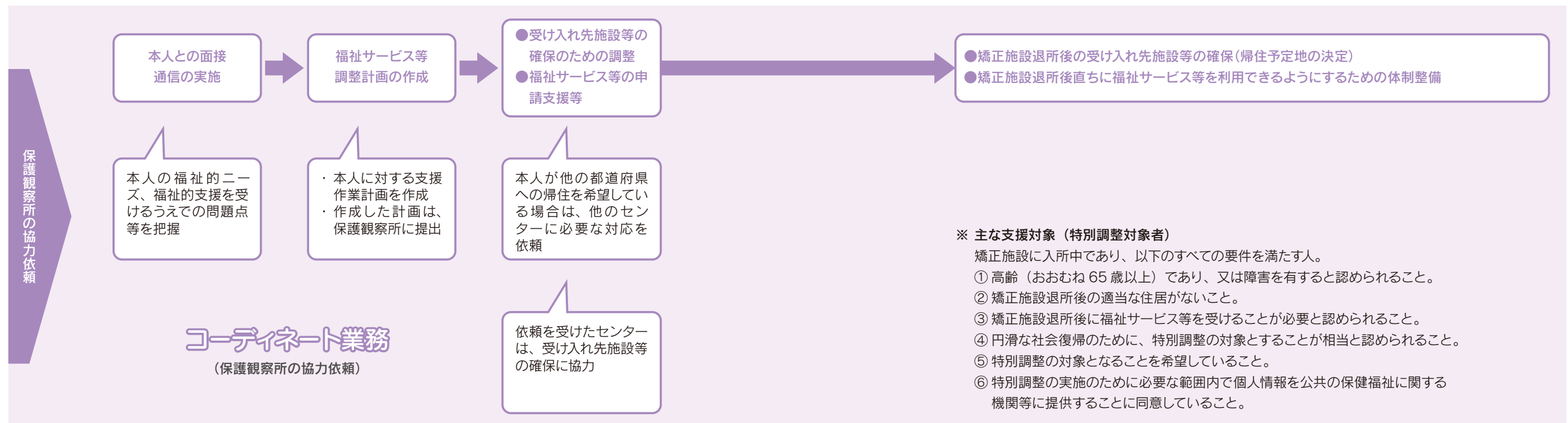
保護観察に付されている人や刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた人で援助や保護が必要な場合には、次のような措置を受けることができます。

種別	対 象	期 間	措置の内容
応急の救護	保護観察中の人で、改善更生が妨げられるおそれのある場合	保護観察期間	▶ 食事又は食費の給与 ▶ 医療及び療養の援助 ▶ 帰住の援助 ▶ 金品の給貸与 ▶ 宿泊する居室及び必要な設備の提供 ▶ 就職の援助や健全な社会生活を営む(適応する)ために必要な指導助言の実施
更生緊急保護	次の①②③のすべてにあてはまる人 ①刑事上の手続き又は保護処分による身体の拘束を解かれた人 ②親族からの援助や、公共の衛生福祉に関する機関等の保護を受けられない、又は、それらのみでは改善更生できないと認められた人 ③更生緊急保護を受けたい旨を申し出た人	原則として6か月 例外的にさらに6か月を超えない範囲で延長可能	

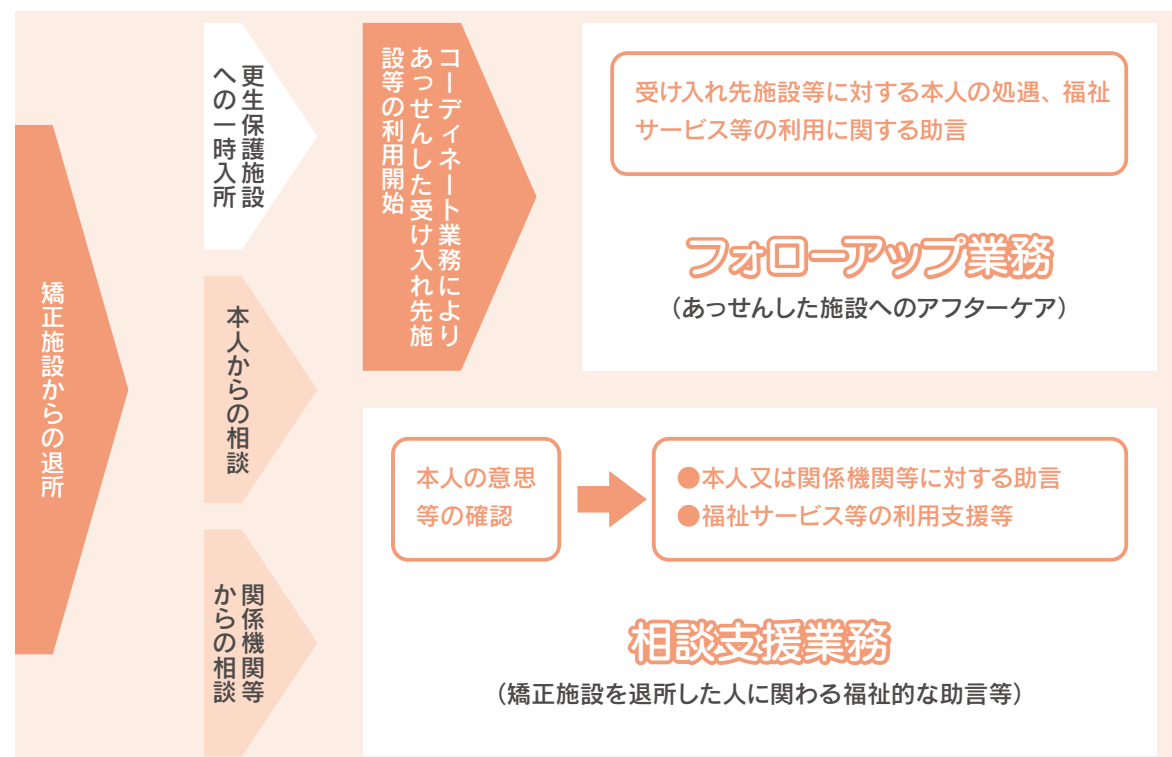
※措置は、

③ 地域生活定着支援センターの事業の概要

■ 矯正施設に入所中の人に対する支援



■ 矯正施設を退所した人に関わる支援



関係機関等との連携

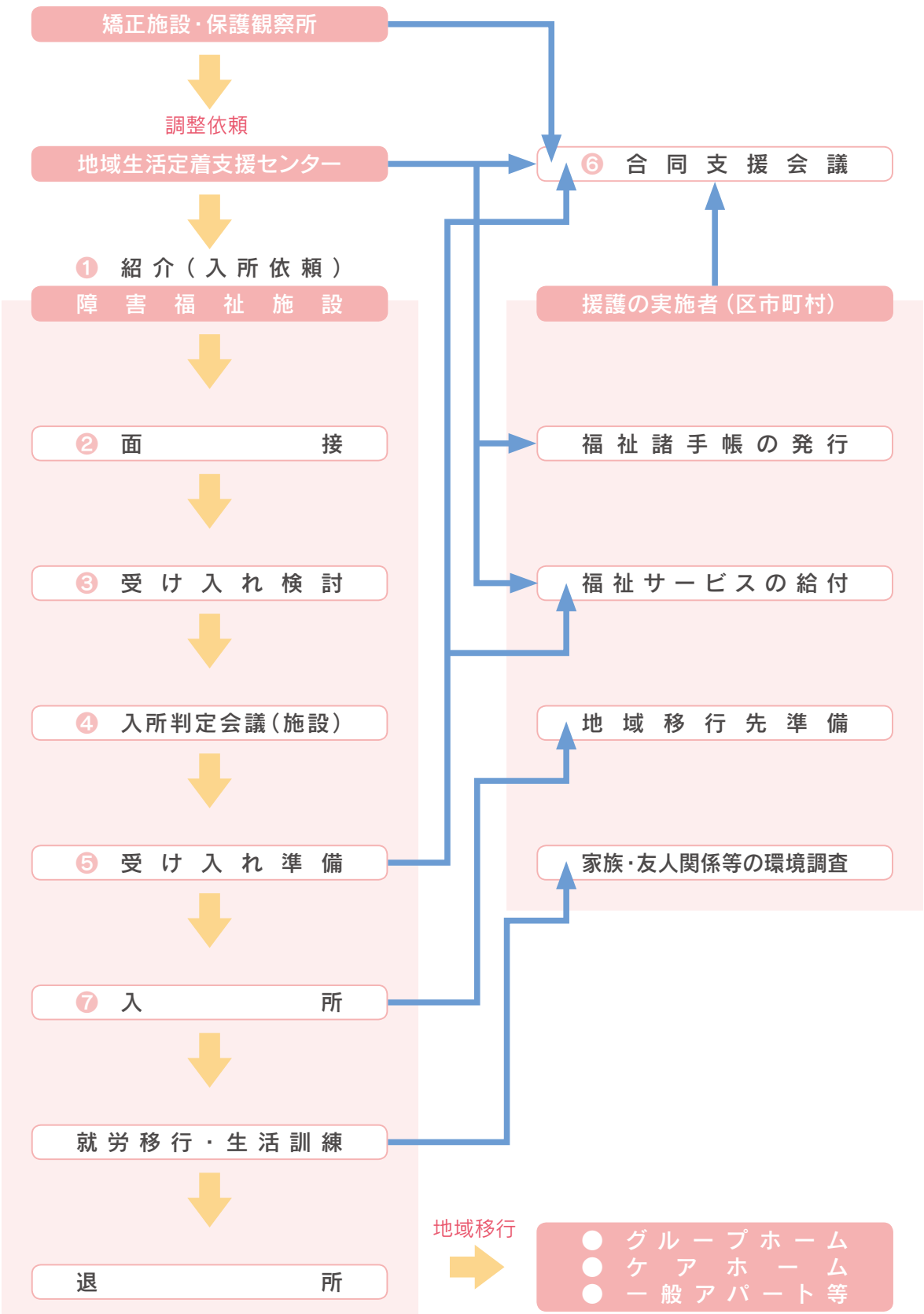
ケース会議、合同支援会議等の開催

個々の利用者に対する支援を円滑かつ効果的に実施するため、必要に応じて、関係機関等の参加を求め、ケース会議、合同支援会議を開催する。

メンバー

- 矯正施設・保護観察所
- 援護の実施者(区市町村)

■ 矯正施設を退所した知的障害者の障害福祉施設での受け入れフロー図



I

受け入れマニュアル

① 地域生活定着支援センターからの紹介

本人の地域生活での自立を目的とした個別支援計画の作成には、刑務所等の矯正施設や更生保護官署・地域生活定着支援センターからの情報により積極的な共有が必要です。

受け入れの要請があった場合には、できうる限り情報の提供を求めて下さい。

特に、本人が犯罪に至った要因、本人の生育歴、矯正施設内での再犯防止のために取り組んだ状況などの情報が必要です。

受け入れ候補者について必要な個人情報

① 氏名、男女別、生年月日、年齢

② 本籍地、矯正施設入所前の住所地、帰住予定地

③ 現入所施設（刑務所・少年院）

④ 本件犯罪（非行）内容
本件犯罪に至った要因

⑤ 期間満了日、仮釈放可能な場合の年月日

⑥ 家庭環境
両親／家族、詳細な親子関係／経済状況
身元引受人
親族又は本人が拒否している理由

⑦ 生育歴
幼児時期から主な経歴
福祉関係の教育・医療・福祉サービスの受給経歴
養護学校、精神病院、福祉施設の利用経験
障害者手帳（身障手帳・療育手帳・保健福祉手帳）
年金等（生活保護、障害基礎年金等）

⑧ 心身状態
IQ、検査方法、検査日
病歴
服薬状況
カウンセリングの必要性

⑨ 福祉サービスを利用することについての本人の同意の有無（原則）

⑩ 入所（通所）型施設利用を必要とする理由

⑪ 本人の心のよりどころとなっている者の存在
家族以外で良くも悪くもキーパーソンになる人

⑫ 社会人としての更生意欲

⑬ 就労意欲／就労特性（受刑中の様子から）

⑭ 所持金（作業報奨金も含む）

⑮ 得意なこと・苦手なこと

⑯ 受刑中（入所中）の生活の様子

⑰ 主な所持品（日常生活に必要な衣類など）

ここがポイント

I

受け入れマニュアル

② 面接

本人の障害程度や人物像については、紙面上の情報だけでなく、本人と直接会って、確認する必要があります。面接により、紙面上で足りなかった情報を得ることができます。さらに、福祉サービスの説明や本人が利用することについて確認も可能となります。

できれば、段階に応じて複数回実施すると、より効果的です。

第1段階 本人の確認、情報収集、福祉サービスの説明

第2段階 本人の将来についての希望、施設側が考えている本人への福祉サービス計画の説明、本人の福祉サービスを利用することへの意思の確認

「準備」

日程調整の依頼（地域生活定着支援センターor保護観察所）

面会の日程調整と面会時の立ち会いの依頼

※どんな質問をすれば良いかはⅣ.資料-3を参照下さい。

「面会」

① 本人や刑務官・CSW（社会福祉士）からの聞き取り調査を通じて、障害程度を推し測る意味からも重要です。

- 本人からの聞き取り事項
 - ▶ 矯正施設内での暮らしぶり
 - ▶ 本人の周辺状況について
 - ▶ 出身地・生育歴・家族関係・職歴等
 - ▶ 本人の希望
- 刑務官・CSWからの聞き取り事項
 - ▶ 矯正施設内での状況（作業態度・生活態度等）
 - ▶ 退所後の考えについて

② 福祉サービスの紹介
年金制度・福祉制度の説明

③ 福祉施設利用の紹介

- 救護施設の説明 生活保護制度の説明 施設でのサービス内容の説明
- 福祉施設利用の意思確認（措置であっても原則同意を重視しています。）

「刑務所担当者からの情報提供」

社会福祉士・精神保健福祉士から受け入れ施設の実態に即して、入所利用可能かの客観的な判断や、入所利用にあたって、専門的視点から助言や情報提供を受ける。

ここがポイント

① 面接の多くは個室で行われます。

- 保護観察官（1回目は同行）・刑務官が同席することが多いようです。
- 質問者と記録者により複数で行うことが望ましいです。
- 男性刑務所では女性職員はスカートの着用は避けましょう。
- 携帯電話については、面会・面接室に持ち込めません。

受け入れマニュアル

4 入所判定（会議） 5 受け入れ準備

4 入所判定（会議）

本人の情報を勘案し、施設入所が妥当なのか等を検討し、施設受け入れの決定を行う。

5 受け入れ準備

(1) 入所措置

アセスメントに基づき確認された福祉ニーズにより、地域生活定着支援センターを通して援護の実施者の区市町村に対して、矯正施設入所中に入所に必要な措置決定の手続きを行うよう依頼しましょう。

① 各障害手帳申請又は再発行

② 障害基礎年金の申請

生活状況の記入や精神科医の医師意見書が必須なので入所後に行うことが望ましいです。申請から決定までに2か月ほどかかります。

③ 生活保護の申請

- 申請は矯正施設退所後に行うため、準備をしておき、退所の当日に申請します。手続き後、支給まで最低1か月はかかります。
- 所持金（作業報奨金）が収入認定される場合があるため、申請時に実施機関の担当者より詳細な説明を受けましょう。
- 家族の世帯分離が条件となります。

(2) 本人情報の確認

把握できていないことがあれば、合同支援会議時に確認できるよう、あらかじめ関係機関に依頼しましょう。

[生育歴（学歴・職歴含む）、健康状況、服薬状況、所持金の確認、家族・親族との関わり、など。]

(3) 「受け入れに関して」

① 生活場所の設定

施設内での具体的な生活場所を決める。

矯正施設で規律の厳しい生活を送っていることから、生活寮等での団体生活は、比較的違和感なく受け入れることができるようです。

② 職員の研修

生活場所や日中活動に関わる職員に対する研修を行う。

- ▶ 罪名から推測される人物像と実像のギャップなどを事前に学ぶ。
- ▶ 軽度障害者の特徴やその支援についても学ぶ必要がある。（性の問題等）

※実際に先駆的に取り組んでいる福祉施設・更生保護施設・刑務所・少年院の見学に行ったり、講演会を開催して実態を周知する必要があります。（補助制度有り）

③ 日中活動等について仮の個別支援計画策定

<

こ こ が ポ イ ン ト

- ① 療育手帳は、直接的に福祉サービス受給には必須ではありませんが、区市町村によっては福祉サービスの受給の要件としている場合があります、他の手続きと併行して行う必要があります。
- ② 障害基礎年金は受給までに時間がかかり、かつ軽度の知的障害者の場合非該当の可能性もあります。
このため、福祉施設入所にあたっては、生活保護を申請し、施設利用料・食費・光熱費・医療費を給付で対応し、早期の就労を図り、賃金だけで生活できるよう取り組み、生活保護を返上することを目指します。
生活保護受給をいたずらに長期化することは、本人に働かなくとも収入が得られると言うことと誤認され、就労意欲の減退につながります。
- ③ 他の入所利用者の地域移行同様、徐々に自由に慣らしながら、本人のニーズを確認することが必要です。
- ④ 居室は原則として個室を用意し、自己管理ができる環境と、落ち着いて安心できる場を設けることが大切です。
- ⑤ 全職員がこの事業の必要性を理解していることが重要です。
○矯正施設の利用者の実態を学ぶ上で、映像で視覚に訴えていくことが有効です。
（映像DVDについては、のぞみの園にお問い合わせください。）
○家族会のみなさんにもご理解が必要であり、職員同様の説明会の開催は必要かと思われます。
- ⑥ 契約自体は責任能力があると判断されますので、本人との契約となります。
ただし、名目的でも家族の中から保護者となりうる者に区市町村を通して依頼する努力は欠かせません。



⑥ 合同支援会議（地域生活定着支援センター主催）

入所を決定した場合には、早急に地域生活定着支援センターに、合同支援会議の開催を依頼し、関係者が情報を共有し、本人の地域移行を目指して、協力する必要があります。

＊（「Ⅳ．資料－４．合同支援会議報告書様式」参照）

「準備」

- 日程調整依頼：日時・場所等
- 参加者確認：保護観察所、矯正施設、地域生活定着支援センター、援護の実施者（区市町村）、受け入れ予定福祉施設
- 本人情報の依頼（過去のデータからの不足分）

「会議内容」

協議事項

- ① 本人の状況について（矯正施設）の確認
 - 矯正施設内での本人の生活状況について
 - 日中活動・健康状態・内服薬状況等
- ② 個人情報等についての確認
 - 生育歴、家族状況、犯罪歴、犯罪状況等※特に区市町村からの情報が有効です。
- ③ 保護観察期間について（保護観察所）＊仮釈放の場合
 - 保護観察期間の有無
 - 保護観察所担当者の確認
 - 保護司設置の有無等
 - 遵守事項について
特別遵守事項の有無等
 - 本人への面接予定・実施方法等
- ④ 福祉サービス等の受給について（援護の実施者）
 - 各種障害手帳について
事前に依頼した申請状況と区分等
 - 所得保障について
生活保護の受給に向けた区市町村との調整
 - 本人所持金等の確認

- ⑤ 保護者の確定について
 - 家族の中に保護者となる者が特定できるか、できない場合については行政なのかを確認します。

- ⑥ 健康保険加入状況・支払い状況等

- ⑦ 住民異動届手続きについて
 - 現住所地の確認
 - 退所時に合わせて転出届の依頼

- ⑧ 今後の個別支援計画について（受け入れ予定福祉施設）

- ⑨ 福祉施設での支援計画について
 - 施設生活・日中活動等について

※上記支援計画について、矯正施設内での生活の様子等からの留意事項を得ておくことは重要です。
※福祉施設退所後の生活場所について、行政と確認することが必要です。

- ⑩ 矯正施設退所時の対応について
 - 退所日時の確認（保護観察所）
 - 福祉施設入所時立ち会い（行政・保護観察所）
 - 利用契約等について（援護の実施者）

「準備」

- ① 施設入所日（退所）の日程等の確認を地域生活定着支援センターに依頼する。
退所日時、引き取り場所、立会人等の有無、送迎者、方法、スケジュール（経路等）
- ② 入所時準備品の確認
 - 内服薬
本人に服薬がある場合には、事前に保護観察所を通じて服薬内容の照会を行う。
※医療情報が必要な場合は、保護観察所を通じて矯正施設に依頼する。
 - 住民票（転出届）—当該区市町村へ依頼
 - 福祉諸手帳
 - 印鑑（諸手続に使用）

「当日」

- ① 更生緊急保護の活用
 - 本人が保護観察所へ行き、書類を作成
 - 事前に施設入所を前提に保護観察所に連絡を入れてもらう（増額）
- ② 住民登録
 - 転出届を持って本人同行で行う。
 - 通常は施設の住所地になる。＊住民票を取得して、預金口座開設に使用する。
- ③ 利用（入所）契約
 - 契約者（保護者）
 - 行政の立ち会い（契約確認）
 - 所持金等の受け渡しの確認（行政）
- ④ 入所時面接
施設長又は、受け入れ担当者との面接を行い、施設生活での約束事を明確にする。
- ⑤ 生活保護の申請
実施機関の担当者より十分な説明を受けること。

「入所後」

- ① 健康診断
当日か入所後、早急に行うことが望ましい。保健所等で行うことも可能。（基本的に有料）
- ② 預金口座作成
 - 生活保護費等の振り込みに必要。
 - 本人の意思の確認ができることと自分の名前をサインできることが必要。
 - キャッシュカードを作っておくと後で便利。（近くに金融機関がない場合等）

ここがポイント

① 入所時面接では、管理者から最初を守るべきことを確認することが必要です。

- 約束事は2つ程度でよく覚えられることを選びます。
（例） 1.無断で施設外に出て行かないこと。
2.矯正施設に入った原因のことは二度としないこと。
（人の物を盗まない、女性が嫌がることはしない等）
- 仮釈放の場合は、保護観察期間として、保護司・保護観察官からの指導、他にも約束事があることを伝え、守らなければ、仮釈放の取り消しを検討しなければならない状況であることについて、保護観察所に伝えることを明言します。

② 本人の担当職員を決め、困りごとや相談などの対応にあたります。

まずは安心した生活の場の確保から始まりますので、自分の存在が認められていること、味方になってくれる職員が居ることから始めて下さい。（キーパーソンの存在）
要求の窓口を一本化することが、本人の混乱を防ぐことにつながります。

8 その他 入所時の本人に関わる経費

施設入所後、障害基礎年金又は、生活保護の受給前は下記の経費が自己負担として考えられます。預貯金も無く生活困窮であるだけに施設として方針決定が必要です。

原則的には、年金等の給付が始まるまで、施設の立て替え又は援助が必要となります。
「地域生活移行個別支援特別加算（P98参照）」の活用などの検討が必要です。

(1) 矯正施設退所日

- ① 交通費（本人）公共交通機関
- ② 転入届・住民票取得
- ③ 保険料（延滞料）
- ④ 印鑑

(2) 施設入所後

- ① 健康診断料
- ② 診断書作成料（自立支援医療申請用）
- ③ 年金申請に関わる証明書（住民票・所得証明）等の発行手数料
- ④ 心身障害者総合補償制度保険金（AIU）
- ⑤ 預り金管理サービス料
- ⑥ 生活用品購入費
- ⑦ 小遣い
- ⑧ 職場実習（トライアル雇用）通勤に関わる交通費
- ⑨ 食費・光熱費

(3) 施設見学（移行先事業所）

- ① 施設見学に関わる費用（交通費）
- ② 宿泊体験費用（宿泊費）
- ③ 職場実習（通勤に関わる交通費等）

(4) 地域移行

- ① 移行先までの本人の交通費
- ② 銀行口座開設・行政手続きに関わる費用

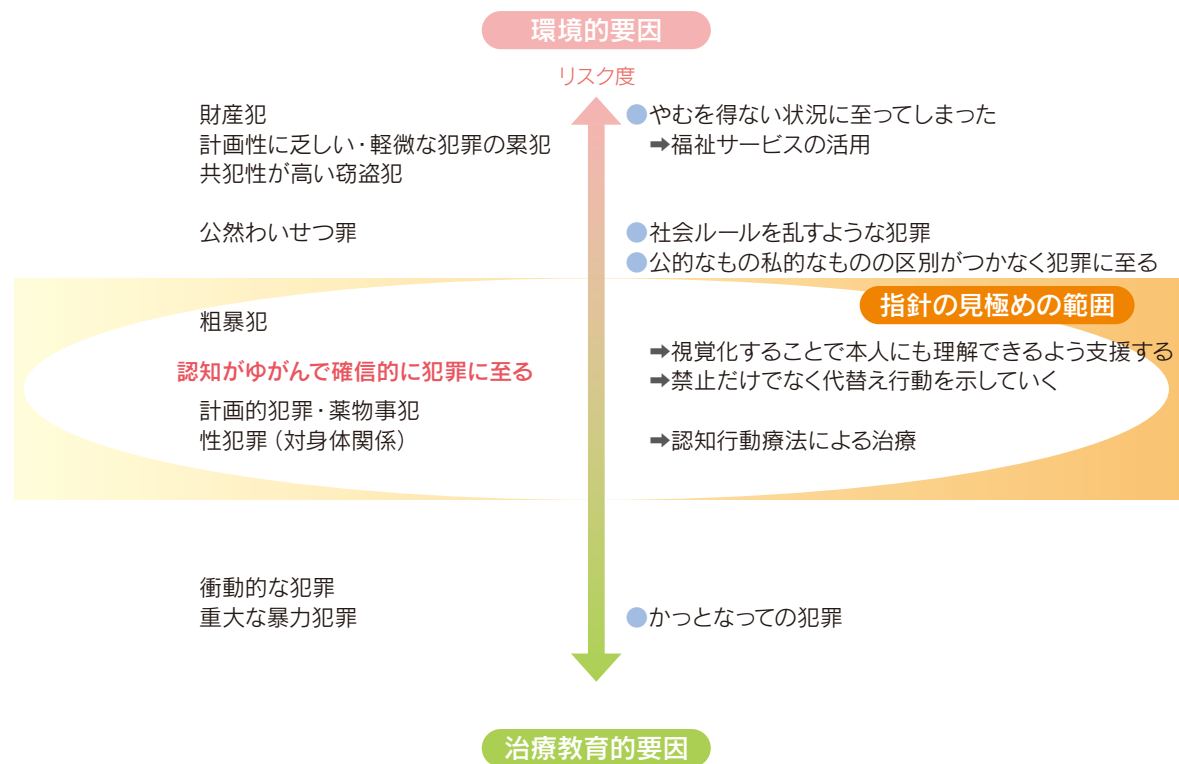
支援プログラム

支援プログラム

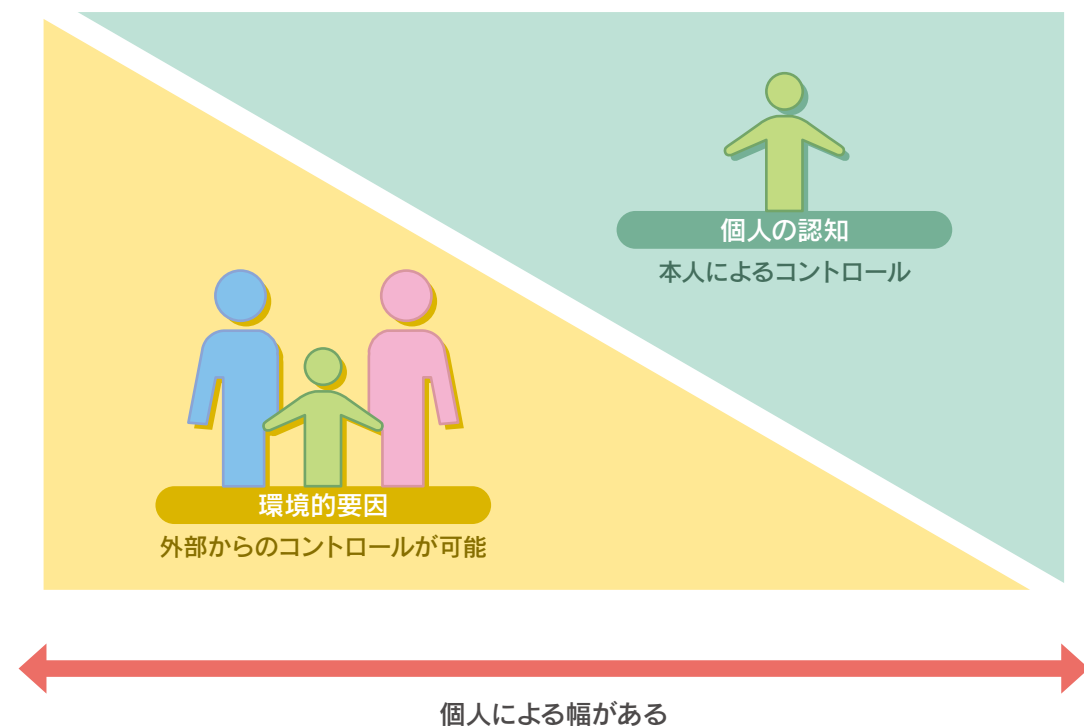
① 支援プログラムの目的	36
② 支援プログラム開発の必要性	36
③ 対象障害	36
④ 用語の定義	36
⑤ 対象者	37
⑥ 支援プログラムの基本的な考え方	39
⑦ 具体的手法	40
⑧ 支援プログラム作成方法	41

資料

資料 ① 支援の領域	51
資料 ② 「アセスメントからのチェックシート」用 支援目標モデル	53
資料 ③ 「プランニング表」用 具体的支援方法モデル	57
資料 ④ 支援プログラム様式	78



■「環境的要因への働きかけ」と「個人の認知への治療教育」

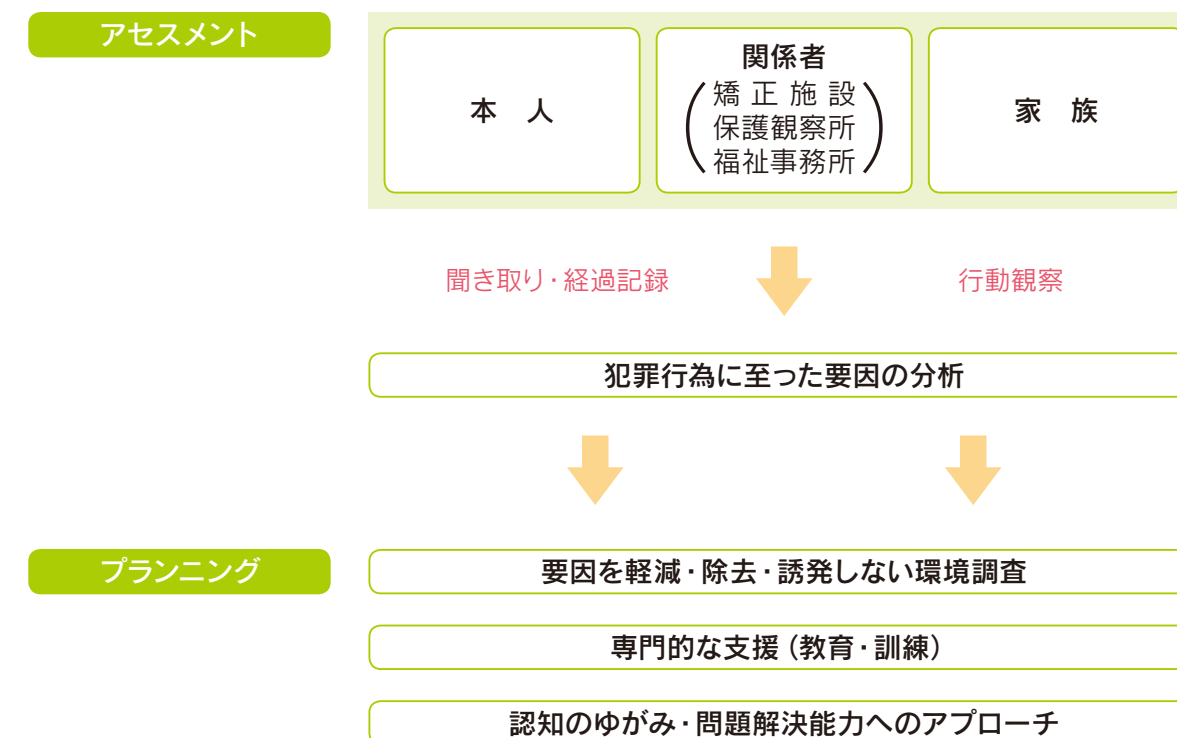


支援プログラム

⑥ 支援プログラムの基本的な考え方

支援プログラムは、犯罪に至った要因（地域での生活に生き辛くなった要因）の軽減に向けての支援、言い換えれば、地域で自立して生活するためのニーズへの支援に主眼を置くことを前提とします。

そのためには、本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等によるアセスメントに基づき犯罪行為等に至った要因を理解し、これらを軽減・除去・又は誘発しないような環境調整と、地域生活へに向けた必要な専門的支援（教育又は訓練）や認知のゆがみ、そして、問題解決能力へのアプローチが組み込まれた個別支援計画を作成することとしました。



②社会生活支援基盤を整備する。

支援の領域	具体的例
社会的リハビリ・コミュニケーション	●キーパーソンの存在(受容できる存在の確保) ●他人への自分の意思を伝える能力
社会生活技術	●電話等の活用 ●金銭管理 ●外出・買い物訓練



③社会参加を促進する

支援の領域	具体的例
社会的リハビリ・就労	●就労活動 就労意欲の自覚 基礎訓練(体力・挨拶) 職場実習・ジョブコーチ
余暇活動	●余暇活動・趣味



資料

資料② 「アセスメントからのチェックシート」用 支援目標モデル
～犯罪行為に至った要因からの支援目標と領域～

【本人の認知 治療教育的要因】

視 点	犯罪に至った要因	支援の目標	領 域
罪の認知	●自分の行為が犯罪であり、悪いことであるとの認識がない。	●再犯予防の意識を高める。	法令遵守 (認知の改善)
	●悪いことだとわかっているが、他人の注目を得るために犯行に至る。		
	●常習的犯罪行為であり、自分で抑制することは難しい。		
	●抑制するためには、治療教育や医療的ケアを伴う支援が必要である。	●適正な医療的・心理的治療を行う。	医療的ケア
	●他者からの行為の仕返しのため、相手への被害を与える。	●再犯予防の意識を高める。	法令遵守
	●犯行そのものに興味・快感を持っている。(暴行・放火・性犯罪等)	●適正な医療的・心理的治療を行う。 ●犯した罪の重大さを学習させる機会を作る。	医療的ケア 法令遵守
性犯罪 (性的視点)	●女性に興味はあるが、同世代の女性には声がかけられず、自分の指示に従う年下の女子にいたずらをしてしまう。 ●性的欲求を抑えられず、衝動的に異性に暴行する。 ●性的欲求を抑えられず、計画的又は常習的に女性に暴行する。	●性に対する認識の是正 ●精神科医による医療的支援	法令遵守 医療的ケア

①アセスメント表（入所調査時用）

(ふりがな) 氏名		性別	男 ・ 女
生年月日	昭和・平成 年 月 日 (才)		
本籍			
矯正施設前居住地	居住地(生活実態のあった所)	〇〇県〇〇市〇〇〇	
	住所地(住民票のあった所)		
矯正施設名	〇〇刑務所(〇〇県〇〇市)		
本件犯罪 (非行)内容			
本件に至った 経緯・要因			
帰住予定地			
刑期満了日	平成 年 月 日 (仮釈放 平成 年 月 日)		
家庭環境	《両親・家族等》	父 母	
	《祖父母・親戚等》		
	《経済状況》		
身元引受人	仮釈放時 施設職員／利用契約 (父・母)		
生育歴	《幼児期からの主要な経歴》		
	《学校・施設・就職経験》		

心身状況	知能指数 IQ	田中ビネー・WISCⅢ (言語性)(動作性)		
	身長 cm	CAPAS (検査日 平成 年 月 日)	体重 kg	
	身体障害			
	精神疾患			
	内部疾患			
服薬状況				
福祉サービスの 利用状況	療育手帳 有(判定 判定日 判定機関)・無			
	身障手帳 有(判定 判定日 判定機関)・無			
	これまで受給していた福祉サービス			
本人の意思確認 (主訴)	所得保障 現在の所持金 見込み (円 円)			
	障害基礎年金等年金の取得 有()・無			
生活保護				
施設の利用を 必要とする理由				
当面の処遇方針				

②アセスメントからのチェックシート

視 点	犯罪に至った要因	支援の目標	領 域

③プランニング表（個別支援計画表）

氏 名		記録日	平成 年 月 日	
支援の領域	支援目標	支援方法	頻度・時間	担当者

④モニタリング表（個別支援計画表）

氏 名	記録日	平成 年 月 日
総合的支援目標	総合的達成状況	

支援の領域	支援目標	達成状況	計画見直しの要否又は内容



事 例 集

